

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA所在のB会社に雇用され、入社後、C工場に配属され、その後、平成○年○月○日に所属部門がD所在のE会社（以下「会社」という。）に承継され、○室に配属され、平成○年○月、会社F工場に異動となり、清掃や物品を配布する業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月、会社の残業規制の指示に従わず、早出や離席を繰り返すなどの奇異な行動が目立ったことから、会社の勧めにより平成○年○月○日G病院に受診し「統合失調症」と診断され、同月から同年○月まで入院治療を行い、同年○月の退院後も通院治療のため休業し加療した。請求人は、平成○年○月、復職し業務に従事していたが、平成○年○月○日、Hクリニック及びIクリニックに受診し、それぞれ「統合失調症の可能性」、「統合失調症の疑い」と診断され、同年○月、再度休業し、以後療養を継続している。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、請求人は複数の医療機関を受診しており、請求人を診察した各医師は、統合失調症あるいは統合失調症の疑いと診断しているところ、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、これら各医師の意見、請求人の発病の経過及び会社関係者の申述等から、請求人は、平成○年○月中旬頃に、I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 2 0 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病していた旨、その後も療養が必要な状態が続いており、寛解には至っていなかった旨、さらに、平成○年○月頃に請求人の症状はある程度悪化していた旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の推移、請求人が受診した医療機関の医師の意見等に鑑み、J医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、請求人の精神

障害の発病及び悪化の業務起因性の有無について、認定基準に基づき検討する。

- (3) まず、請求人の精神障害の発病について、検討する。請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表第1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。

- (4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、上司から、仕事を与えられなかったり、無視された旨主張している。

この出来事については、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に当てはめて評価することが相当であると思料するので、以下検討する。

ア 請求人の上司であるK主担当員は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、請求人は図面を書くことも折衝することもできなかったため、設計に使用するCATIAというシステムの認定書を取るための勉強をしてもらっていたが、認定書の取得には4か月ほどかかった、平成○年○月以降、会社では残業規制の指示を行っていたが、請求人は、この頃から、朝早く来てCADの前にじっと座り、帰りは定時前に執務室を離れ、遅く退社して残業時間を付けるなどの行動が見られた、請求人には判断能力や思考能力を要しない仕事を与え、簡単なミスに対しては指摘して直すよう指示することはあったものの、請求人とは口論になることはなく、叱責したりすることなどもなかった、と述べている。

イ 請求人が平成○年○月に○部部付に異動した後に上司となったL主任は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、請求人に部内の執務室のレイアウト図を作成してもらったが、2時間程度で終わる仕事が1日かかった、平成○年○月以降、会社全体で残業規制をすることになったが、請求人が終業時刻後に1、2時間離席していた時間を残業時間のようにしていたため、残業しない旨の誓約書を請求人に何度も提出させたが、改善されなかったことから、同年○月○日、請求人が担当する仕事を減らし、請求人には「Mく

ん担当（補佐）業務内容」という書面を渡した、請求人から仕事について聞かれればきちんと教えており、請求人と口論になることはなかった、K主担当員は、厳しい人で、請求人に対してちょっときついかなと思うことはあったが、パワハラというようなものではなく、他の人にもきつい人であった、と述べている。

ウ 請求人が平成○年○月に○グループに配属された後に上司となったNGLは、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、請求人は、作業の手が止まることが頻繁にあったため、平成○年の途中で請求人にはドアベルの糸取り作業だけをしてもらうこととした、臨床心理士から請求人が悪いことをしたときはその場で注意するよう指導を受けていたので、請求人の言葉遣いが悪い時は「誰に言っているんだ。」と言ったり、請求人が強い口調や大きな声で言ってきたときには、大きな声で反応した、と述べている。

エ 以上の各上司の申述をみると、請求人に仕事を与えなかったり、請求人を無視するというようなことは見受けられず、請求人の職務遂行能力に問題があったことから、簡単な仕事をさせるとともに、離席したり、仕事をしていなかった場合などに注意や指導していたものであると認められ、これらの注意や指導は、いずれも業務指導の範囲内であって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、上司とのトラブルとはいえない程度のものであり、心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、NGLがきつく請求人を指導した様子はいかがえるが、請求人が仕事をしなかったりしたときなどに叱責したものであって、業務指導の範囲内であると認められ、しかもNGLが請求人の上司となったのは請求人の本件疾病発病後のことであり、心理的負荷の評価の対象とはならないものである。

（５）以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

（６）請求人は、安全柵を設置され、南京錠を施錠されたことが、精神障害を悪化させることになった旨主張している。

安全柵を設置することとなった経緯については、決定書理由に説示するとお

り、請求人が上司や壁に体当たりをするなどの危険な行為を数度にわたり行ったため、請求人の安全を確保するためにやむを得ず柵を設けたものであると認められる。

この出来事は、本件疾病発病後数年経過した平成○年頃のことであり、心理的負荷の評価の対象とはならないものであるが、J医師は、上記意見書において、請求人は、退院後も通院して投薬を受けており、療養が必要な状態が継続しているので、寛解には至っておらず、平成○年○月○日に新たに複数の医療機関に受診し、同年○月○日より奇行を原因として休職していることから、同年○月頃に請求人の症状がある程度悪化していたことがうかがわれる旨の意見を述べていることから、認定基準に定める「精神障害の悪化の業務起因性」に照らして検討すると、次のとおりである。

認定基準によると、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があることが前提要件となっているところ、安全柵の設置は、上述のとおり、請求人の安全を確保するためであったと認められるところであり、一方、扉に施錠されていたとの請求人の主張については、NGLは、上記聴取書において、安全柵に設置した出入口部の扉を使用することはなく開けっ放しにしており、扉に南京錠を使用することはあり得ない旨述べ、Oも、平成○年○月○日付け照会・相談等処理票において、事前にP顧問から「病院でもなく仕事場だから、鍵をかけるのは止めよう。」とのアドバイスがあったため、鍵はつけていない旨述べている。NGL及びO共に請求人の主張を否定しており、結局のところ、扉への施錠の有無については不明であると言わざるを得ない。

なお、施錠の件について、請求人は、意見書において、実際に施錠された日が3、4日あり、1日のうち長い時間で2時間くらい施錠された旨主張しているところ、仮に請求人が主張するようなことがあったとしても、毎日かつ1日中施錠されていたものではなく、施錠されたのは、限られた日数で、かつ、長くて2時間くらいであったとの申述に鑑みると、極度の心理的負荷があったとまでは認められない。

したがって、本件出来事が「特別な出来事」に該当するとは認められず、請求人の本件疾病が業務上の事由により悪化したと認めることはできない。

(7) 請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するもの

は見いだすことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。